

「東京都長期ビジョン（仮称）」

中間報告

（抜粋）

平成 26（2014）年 9 月

東京都

都市戦略4 安全・安心な都市の実現

- 政策指針9 災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現 60
- 政策指針10 日常に潜む危険や犯罪から都民生活を守り、安全・安心を確保 64
- 「20XX年 東京はこんな街」豪雨から都民の生命・財産を守る 66

都市戦略5 福祉先進都市の実現

- 政策指針11 安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現 68
- 政策指針12 高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現 72
- 政策指針13 質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現 76
- 政策指針14 障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築 78
- 「20XX年 東京はこんな街」公園の多機能利用による魅力の向上と
子育てしやすい環境の実現 80

都市戦略6 世界をリードするグローバル都市の実現

- 政策指針15 日本の成長を支える国際経済都市の創造 82
- 政策指針16 都心等の機能強化による東京の都市力の更なる向上 86
- 政策指針17 女性や若者、すべての人が活躍できる社会の実現 90
- 政策指針18 東京、そして日本を支える人材の育成 94
- 政策指針19 2020年大会の成功と東京の発展に寄与する都市外交の推進 98
- 「20XX年 東京はこんな街」都市再生が進んだ魅力あふれる東京 100

都市戦略7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現

- 政策指針20 スマートエネルギー都市の創造 102
- 政策指針21 水や緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現 106
- 政策指針22 都市インフラの安全性を高め、安心できる社会の確立 110
- 政策指針23 東京の再生を支える地域の創造 112
- 「20XX年 東京はこんな街」水素社会の実現 114

都市戦略8 多摩・島しょの振興

- 政策指針24 多摩・島しょ地域の発展・成熟したまちづくりに向けた
環境整備の推進 116
- 政策指針25 多摩・島しょの豊かな自然を生かした地域の活性化 120
- 「20XX年 東京はこんな街」人々に笑顔をもたらす『美食の都とうきょう』 122

第一章

「世界一の都市・東京」を目指して

目指すべ

「世界一の都市」

将来像の実現に向け

基本目標 I : 史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現

*2020年の東京の姿、レガシーの継承

*オリンピック・パラリンピック開催を起爆剤とした都市の発展

《基本目標 I》

「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」

1 成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功

政策指針：1～4

2 高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現

政策指針：5～6

3 日本人のこころと東京の魅力の発信

政策指針：7～8

政策の方向性を示す
8つの「都市戦略」

政策全体に共通する5つの視点

経済の活性化と生活の質の向上

先端技術の積極的な活用

ハードとソフトの融合

女性の活躍、高齢者の社会参加

官民の政策連携と規制緩和

ン（仮称）」の構成

き将来像

・東京」の実現

た2つの「基本目標」

基本目標Ⅱ：課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現

＊少子高齢・人口減少社会への対応をはじめ、山積する課題を解決

《基本目標Ⅱ》

「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」

4 安全・安心な都市の実現

政策指針：9～10

5 福祉先進都市の実現

政策指針：11～14

6 世界をリードするグローバル都市の実現

政策指針：15～19

7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現

政策指針：20～23

8 多摩・島しょの振興

政策指針：24～25

「東京都長期ビジョン（仮称）」のポイント

1 「東京都長期ビジョン（仮称）」の目指すべき将来像

「世界一の都市・東京」の実現

東京を、「ここで生まれ、生活し、老後を過ごすことができ良かった」と思ってもらえる都市にする、ということであり、この実現に向けて、全ての都民が誇りと自信を取り戻し、明るい未来を展望できる社会を創造する。

具体的には、東京で暮らす人や訪れる人全てが、安心・快適な環境の中、上質なサービスを受けつつ文化やスポーツに親しみながら、充実した時間を過ごすことができるようにする。さらに、海外を含めた各都市との連携や交流を推進・強化し、都民生活の向上や他都市の発展に役立て、お互いが win-win となる関係を築いていく。

明るい未来を展望できる社会の創造にあたっては、富を絶えず生み出していくことが不可欠である。経済面で世界一を目指すとともに、様々な分野でロンドン・ニューヨーク・パリに勝り、世界のどこよりも上質な生活ができる都市を実現する。

2 将来像の実現に向けた2つの基本目標

「I 史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」

東京の持てる力を結集し、2020年大会を成功させるとともに、大会開催を起爆剤として、新たな技術の活用、都市基盤の充実、一層の国際化の推進など、成熟都市の更なる質的発展を成し遂げ、東京を、世界一の都市へと飛躍させる。

また、オリンピック・パラリンピック開催に向けた様々な活動をレガシーとして次世代に継承し、都民生活の向上につなげていく。

さらに、オリンピック・パラリンピックの機会を捉え、地方の魅力と東京に集まる富や知恵とを結び付け、相乗効果を発揮させることで、東京と地方が共に発展し、日本全体の活力を向上させていく。

「II 課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」

東京の人口は、2020年をピークに減少局面に転じることが予測されている。さらに2025年には65歳以上の高齢者人口が4人に1人となる一方、14歳以下の年少人口は1割を下回るなど、これまで経験したことのない大きな転換点を迎えることとなり、この来るべき人口減少社会に備えた改革を加速させていく。

また、2020年大会に必要な大会施設や都市基盤の整備が終了した後も、景気が落ち込むことのないよう基盤整備を着実に進め、良質な社会資本ストックを次世代に継承していくことが重要である。

さらに、首都直下地震の脅威、激化する国際競争、大量のエネルギー消費による環境への影響など、東京が直面している多くの課題に対し、10年後の2024年はもとより、その先の中長期を見据えて山積する課題の解決に取り組んでいく。こうして、世界の大都市の手本となる持続的発展が可能な都市モデルを構築する。

3 政策全体に共通する5つの視点

「1 経済の活性化と生活の質の向上」

全ての都民が、本当の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、経済を活性化して新しい富を生み出し、この富を有効に活用することにより、都民生活の質の向上を図っていく。

「2 ハードとソフトの融合」

生活の質の向上を実現するためには、施設を整備するだけにとどまらず、それを効果的に活用していくことが必要なことから、ハードとソフトが融合した政策を展開する。

「3 官民の政策連携と規制緩和」

東京に多く集積する民間事業者等と都が連携して課題の解決に取り組むなど、官民の政策連携を積極的に進めるとともに、民の力を最大限発揮できるよう、規制緩和を国に強く働きかけ、実現していく。

「4 先端技術の積極的な活用」

2020年大会をターゲットとした先端技術の積極的な活用など、先進性の高い政策を展開し、東京の更なる発展を後押しする。

「5 女性の活躍、高齢者の社会参加」

少子・高齢化による労働力人口減少への対応、新たな需要や価値の創造、といった観点に基づき、社会の活力の維持・向上を図るため、女性の活躍と高齢者の社会参加を促進する。

4 中間報告の位置付け、最終報告までの流れ

【中間報告について】

中間報告では以下の事項について示し、パブリックコメントを募集する。なお、タスクフォースなど機動的な検討体制を整え、必要に応じて様々な意見を聴取している重要課題等については、引き続き検討し、最終報告で政策目標を明らかにする。

* 東京の姿

オリンピック・パラリンピック開催時及びおおむね10年後における東京の姿を示す。

* 政策目標

政策の確実な推進を図るため、可能な限り数値化するとともに達成時期を明らかにした政策目標を示す。

政策目標は、都民・事業者・国等と力を合わせて達成を目指すものであり、社会や都民生活に及ぶ効果・状況と、都が推進する施策の具体的な到達状況を示す。

* 政策の方向性

将来像の実現に向けた政策の方向性を示す。

【最終報告について — 「東京都長期ビジョン（仮称）」策定 —】

都民からの意見等を十分に踏まえて具体的な政策展開等について検討し、平成26年12月末を目途に公表する。

〔最終報告で追加する事項〕

* 引き続き検討を行う重要課題等についての政策目標

* 具体的な政策展開と3か年の実施計画 <課題解決に向けた工程表>

8つの都市戦略と25の政策指針

基本目標 I

史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現

都市戦略1 成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功

(政策指針1) アスリートの活躍を支える万全な開催準備とレガシーの継承

(政策指針2) 美しく風格があり、誰もが安心して過ごせるバリアフリー環境の構築

(政策指針3) 世界に開かれた住みやすい国際都市の形成

(政策指針4) 世界に存在感を示すトップアスリートの育成とスポーツ都市東京の実現

都市戦略2 高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現

(政策指針5) 陸・海・空の広域的な交通・物流ネットワークの形成

(政策指針6) 誰もが円滑かつ快適に利用できる総合的な交通体系の構築

都市戦略3 日本人のこころと東京の魅力の発信

(政策指針7) 「おもてなしの心」で世界中から訪れる人々を歓迎する都市の実現

(政策指針8) 芸術文化都市を創造し、日本文化の魅力を世界に発信

基本目標Ⅱ

課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現

都市戦略4 安全・安心な都市の実現

- (政策指針9) 災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現
- (政策指針10) 日常に潜む危険や犯罪から都民生活を守り、安全・安心を確保

都市戦略5 福祉先進都市の実現

- (政策指針11) 安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現
- (政策指針12) 高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- (政策指針13) 質の高い医療が受けられ、生涯にわたり健康に暮らせる環境の実現
- (政策指針14) 障害者が地域で安心して暮らせる社会の構築

都市戦略6 世界をリードするグローバル都市の実現

- (政策指針15) 日本の成長を支える国際経済都市の創造
- (政策指針16) 都心等の機能強化による東京の都市力の更なる向上
- (政策指針17) 女性や若者、すべての人が活躍できる社会の実現
- (政策指針18) 東京、そして日本を支える人材の育成
- (政策指針19) 2020年大会の成功と東京の発展に寄与する都市外交の推進

都市戦略7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現

- (政策指針20) スマートエネルギー都市の創造
- (政策指針21) 水や緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現
- (政策指針22) 都市インフラの安全性を高め、安心できる社会の確立
- (政策指針23) 東京の再生を支える地域の創造

都市戦略8 多摩・島しょの振興

- (政策指針24) 多摩・島しょ地域の発展・成熟したまちづくりに向けた環境整備の推進
- (政策指針25) 多摩・島しょの豊かな自然を生かした地域の活性化

第二章

東京の将来像

【都市戦略 1】 成熟都市・東京の強みを生かした大会の

2020 年

東京の姿

- 選手の能力を最大限に引き出すとともに、世界中から訪れる観客が快適に観戦できる安全・安心な環境が整い、大会が成功を収めている。
- 競技会場周辺等がバリアフリー化され、円滑な移動環境が確保されている。
- 多様な主体が連携・協働して多言語対応に取り組み、外国人にとって円滑な移動環境や快適な生活・滞在環境が整備されている。
- 身近な場で、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しんでいる。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✚ 世界中から訪れるアスリートや観客にとって最高の環境を実現
- ✚ 競技会場や選手村周辺等において、安全で円滑に移動できる環境を確保
- ✚ テロ等に的確に対応する危機管理体制を強化
- ✚ 都民のスポーツ実施率 世界トップレベル 70%を達成

主な取組の到達目標

- 国内外から訪れる人々の移動環境の充実
 - ・ 競技会場周辺等の道路のバリアフリー化・無電柱化 100%完了
※12月に対象延長を発表
- 多言語対応
 - ・ 交通機関、公共空間等において多言語対応の案内表示・標識等の整備促進
 - ・ 全都立・公社 14 病院で多言語診療体制を整備
※デジタルサイネージの活用方針等を 12 月に反映
- 民間防犯カメラの活用によるテロ等の大規模災害への対応
 - ・ 被害現場の状況を把握できる「非常時映像伝送システム」の本運用
- 働き盛り・子育て世代のスポーツ機会を創出
 - ・ 企業の取組を支援
 - ・ 親子スポーツ教室など子育て世代支援事業の実施 全地域スポーツクラブ

成功

2024 年頃

東京の姿

- 大会開催後も、競技施設がレガシーとして、有効に活用されている。
- バリアフリー化が一層進展し、誰もが円滑に移動できる環境が整っている。
- 多言語対応の取組が広がり、東京を訪れる、または、東京で暮らす外国人にとって、言葉のバリアフリー環境が整備されている。
- より多くの人々がライフスタイルに応じてスポーツに親しむとともに、障害のある人もない人も、共にスポーツを楽しめる都市に発展している。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ➡ 競技施設で各種イベント等が開催されるとともに、選手村が都心に近接した都市居住モデルとして活用されるなど、大会関連施設の後利用が促進
- ➡ 主要な生活圏において、安全で円滑に移動できる環境を確保
- ➡ 都民のライフスタイルにスポーツが定着 スポーツ実施率 70%を維持

主な取組の到達目標

- 交通機関や公共空間のバリアフリー化の着実な推進
 - ・ 駅、生活関連施設等を結ぶ都道のバリアフリー化
- ※12 月に対象延長を発表
- 都民がスポーツに親しむ機会の更なる拡充
 - ・ 競技施設等におけるスポーツイベントなどの開催や住民の利用を促進
 - ・ ウォーキング等しやすい通路の整備 河川沿い 43 km

【都市戦略 2】 高度に発達した利用者本位の都市インフラ

2020年

東京の姿

- 三環状道路がおおむね開通するなど、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を支える道路交通ネットワークが形成されている。
- 首都圏空港の容量拡大や空港アクセスの改善により、外国人をはじめとする東京を訪れる人々の利便性が高まっている。
- 鉄道やバスなどのバリアフリー化やシームレス化が進むとともに、自転車の活用促進や歩行者中心の空間創出など、国際都市東京にふさわしい、利用者本位の交通体系が実現されている。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✚ 首都圏の人や物の流れを支える広域交通インフラの整備が進展
- ✚ 関越道から東名高速間の所要時間が5分の1に短縮
(大泉 IC) (東京 IC) (60分(環8)→12分(外環))
- ✚ 東京を訪れる人々の交通利便性が向上

主な取組の到達目標

- 三環状道路等の整備
 - ・中央環状線の全線開通(2014年度)
 - ・外環道の関越道から東名高速間の開通(2020年)
 - ・臨港道路南北線及び接続道路完成(2020年)
- 多くの人が集まる地区で歩行者中心のモール整備
- 自転車推奨ルート of 整備と併せ自転車走行空間を倍増(累計232km)
- 東京の成長を支え、国際競争力を高める交通の実現
 - ・虎ノ門地区の交通結節機能を強化する地下鉄新駅やバスターミナルの整備
 - ・都心と臨海副都心を結ぶBRTを中心とした中規模な公共交通を導入
 - ・羽田空港へのアクセスを強化する空港直行バスの充実
- 鉄道やバスなど多様な交通モードを有機的につなぐシームレスな乗継を実現

ラを備えた都市の実現

2024年頃

東京の姿

- 首都圏の広域的な道路ネットワークの整備が進展し、東京最大の弱点である渋滞が大きく改善するとともに、羽田空港の機能強化や東京港の再構築により、陸・海・空の結び付きをより強め、国際競争力が向上している。
- 東京の持続可能な発展を支え、人と環境にやさしい交通体系が実現され、東京が世界一便利で快適な都市となっている。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✚ 年間1億人を超える首都圏空港の航空旅客需要に対応
- ✚ 東京港の機能が強化され、安定的で低コストな物流サービスが実現
- ✚ 子供からお年寄りまで誰もが安心して快適に利用できる交通体系を実現

主な取組の到達目標

- 広域的な道路ネットワークの形成
 - ・ 区部環状・放射道路、多摩南北道路のおおむね完成、多摩東西道路の約8割完成、連続立体交差事業により累計446か所の踏切を除却
- 東京港の再構築
 - ・ 東京港のコンテナ取扱個数 610万TEUに対応（2012年度比1.3倍）
- 首都圏の空港機能強化
 - ・ 空港容量の更なる拡大（2030年代）
- 歩行者中心のモール整備や自転車推奨ルートの拡大
- 舟運の更なる利活用や他の交通機関との連携強化

【都市戦略3】 日本人のこころと東京の魅力の発信

2020年

東京の姿

- 多くの都民がボランティアとして2020年大会を支えることで、東京・日本の持つおもてなしの精神が全世界に発信されている。
- 旅行地としての「東京ブランド」の確立、東京の多彩な魅力の開発・発信、言語や通信等でのバリアフリーの推進により、多くの外国人旅行者が訪れ、東京での快適な滞在を楽しんでいる。
- 東京のいたるところで多彩な文化プログラムが展開されている。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✚ 多くの都民がボランティアとして参加できる2020年大会の実現
- ✚ 訪都外国人旅行者数 年間1,500万人
- ✚ 丸の内地区等でシャンゼリゼプロジェクトを推進し、新たなにぎわいを創出
- ✚ 芸術文化資源の集積を活用した拠点の形成 上野等で実施

主な取組の到達目標

- 大会開催期間中、東京を訪れる人々を支える都市ボランティアの育成
1万人（空港・主要な駅等で、観光・交通・会場案内等のサービスを提供）
- 各種ボランティアの育成
観光ボランティア3,000人、外国人おもてなし語学ボランティア3万人以上
※12月に確定値を発表
- 外国人旅行者の受入環境の整備
 - ・外国人旅行者にストレスフリーで無料Wi-Fiにつながる環境を提供
 - ・クルーズ客船誘致 入港113回/年、利用客21万人/年達成

《基本目標Ⅰ》 史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現

2024年頃

東京の姿

- 東京の持つホスピタリティや各地域の魅力が広く認知されるとともに、ボランティア文化が東京に根付くなどおもてなしの気運が広く浸透し、世界有数の観光都市・東京が実現している。
- 東京の強みを生かした誘致活動により、MICE開催都市東京の揺るぎないプレゼンスが確立している。
- 文化プログラムのレガシーが継承され、誰もが身近に芸術文化に触れられる、世界一の文化都市へと成長している。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✚ 大会を契機に都民がボランティアとして各分野で活躍し、ボランティア文化が定着
- ✚ 訪都外国人旅行者数 年間1,800万人
- ✚ 国際会議の開催件数 世界トップスリーに入る年間330件を達成
- ✚ 地域の個性を生かした多様な芸術文化拠点を展開 都内各地で展開

主な取組の到達目標

- ボランティア行動者率 40.0%を達成
- 外国人旅行者の受入環境の整備
 - ・クルーズ客船誘致 入港280回/年、利用客50.2万人/年達成(2028年)

【都市戦略4】 安全・安心な都市の実現

2024年頃の東京の姿

- 「倒れないまち」、「燃え広がらない・燃えないまち」が実現している。
- 自助・共助・公助の取組を通じて、都民の高い防災意識が醸成されるとともに、災害時には円滑な救助活動などが展開できる社会が構築されている。
- 集中豪雨による水害などへの防災力が向上し安全が確保されている。
- 島しょ地域で地震・津波対策等を推進し、安全なまちが実現している。
- 全ての人々が治安の良さを実感できる世界一安全な都市が実現している。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✚ 自助・共助・公助による震災被害の最小化 死者約6,000人減（2022年度）
- ✚ 木造住宅密集地域（整備地域）における不燃化の実現
- ✚ 50ミリ対応の治水安全度達成率が85%に向上するとともに、それを超える局地的集中豪雨に対する安全性も向上
- ✚ 島しょの防災力を高め、島民や観光客の安全性向上を実現
- ✚ 首都東京の犯罪リスクを低減し体感治安を向上

主な取組の到達目標

- 整備地域（約7,000ha）の不燃化 延焼による焼失ゼロ（2020年度）
- 地域防災力の向上
 - ・家庭・事業所の備蓄 実施率100%（2020年度）
- 豪雨対策として地下調節池等を整備 環七地下広域調節池（2025年完成）
- 島民や観光客の安全性の確保
 - ・津波避難施設の整備 津波到達までに避難困難な9港で整備完了
- 犯罪の起きにくい社会づくりを推進
 - ・小学校通学路に防犯カメラを設置 公立小学校全1,296校（2018年度）

【都市戦略5】 福祉先進都市の実現

2024年頃の東京の姿

- 結婚、妊娠や子育てに関する支援が充実し、安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちが実現している。
- 超高齢社会に対応し、医療・介護・予防・生活支援・すまいの一体的な提供により、地域で安心して暮らせる社会が実現している。
- 質の高い医療が充実し、生涯、健康に暮らせる環境が整備されている。
- 障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支えあいながら、共に生活する社会が実現している。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✦ 保育の待機児童及び学童クラブのいわゆる待機児童が解消される等、子育てしやすい環境の整備
- ✦ 高齢者が地域で安心して生活できる基盤の整備
- ✦ 誰もが安心して医療を受けられる環境の実現
- ✦ 障害者が地域で自立した生活を送れる環境の実現

主な取組の到達目標

- 保育利用児童数 約4万人分増（2017年度末まで）※12月に確定値を発表
 - 高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいを確保（2025年度末まで）
 - ・ 特別養護老人ホーム 5.5～6万人分※12月に確定値を発表
 - ・ 認知症高齢者グループホーム 2～2.3万人分※12月に確定値を発表
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅等 2万戸以上※12月に確定値を発表
 - 障害者の生活基盤 約5～7千人分増（2017年度末まで）※12月に確定値を発表
 - ” 雇用 3～4万人増（2024年度末まで）※12月に確定値を発表
- 《福祉インフラ整備のため、都営住宅・公社住宅の建替えに伴う創出用地のうち30ha超を提供（2024年度まで）》

【都市戦略6】 世界をリードするグローバル都市の実現

2024年頃の東京の姿

- 世界一のビジネス都市として国際競争を勝ち抜き、中小企業がイノベーションを遂げ、新たな投資と雇用を創出し、女性・若者等が活躍している。
- 都心等における市街地の再開発により、公共施設やまちの機能が一体的に再編・整備され、多様な都市機能を高密度に集積している。
- 確かな学力と国際感覚を有する人材が育成され、世界で活躍している。
- 都市外交の推進により、東京を一段と魅力的な都市へと進化させ、都民生活の向上につなげるとともに、世界の発展にも寄与している。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✦ アジア地域の業務統括拠点等50社を含む外国企業500社以上を特区内に誘致
- ✦ 都内の開業率 10%台（米・英並み）
- ✦ M字カーブ解消に向けた女性（25～44歳）の有業率 75%
- ✦ 各地区のポテンシャルを生かした国際ビジネス、都市観光等の拠点に再生
- ✦ 東京の若者が国際社会で活躍

主な取組の到達目標

- 中小企業支援による経済活動の活性化
 - ・ 中小企業の成長分野への参入 1,000件
 - ・ 中小企業の海外展開の実現 2,000件
- 都市の再生
 - ・ 有楽町地区で都有地などを活用し、駅周辺をリニューアル
- 世界に通用するグローバル人材の育成
 - ・ JET等外国人人材の活用 延べ2,000人招致
 - ・ 習熟度別授業等の推進 全公立小中学校で順次展開

【都市戦略7】 豊かな環境や充実したインフラを
次世代に引き継ぐ都市の実現

2024年頃の東京の姿

- 省エネルギー化の進展により、東京のエネルギー消費量は更に削減が進んでおり、再生可能エネルギーについても導入が拡大している。
- リニューアルされた都市インフラが、50年先、100年先の東京の経済・社会を支えていく良質な社会資本ストックとして次世代に継承されている。
- 多摩ニュータウンでは、住宅団地再生が一部で実現するなど、多世代が安心して住み続けられる持続可能なまちへの再生が進んでいる。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✦ エネルギー消費量の削減 2000年比20%減（2020年）
- ✦ 水素社会の実現に向けて、水素を活用した取組が本格化
- ✦ 長寿命化や施設更新に併せて、都市機能の向上とともに都市環境が改善
- ✦ 多世代が安心して住み続けられる持続可能なまちを実現

主な取組の到達目標

- スマートエネルギー都市の構築
 - ・再生可能エネルギーによる電力利用割合 20%
 - ・キャップ&トレード制度第2計画期間による温室効果ガスの削減
(オフィスビル等17%減 工場等15%減(2019年度))
 - ・燃料電池車、水素ステーション等の普及※12月に目標年度と目標値を発表
- 橋りょうの長寿命化
 - ・対策に着手する橋りょう数 160橋(累計)
- 多摩ニュータウンの再生
 - ・南多摩尾根幹線 早期整備
 - ・都営住宅の建替え 2020年度一部竣工

【都市戦略8】 多摩・島しょの振興

2024年頃の東京の姿

- 多摩ニュータウンでは、住宅団地再生が一部で実現するなど、多世代が安心して住み続けられる持続可能なまちへの再生が進んでいる。
- 多摩地域の幹線道路等の整備が進み、利便性が向上するとともに、災害時の物流や交通が確保され、快適で安全な生活空間が創出されている。
- 島しょ地域で地震・津波対策等を推進し、安全なまちが実現している。
- 高尾山や小笠原諸島など豊かな自然環境が保全されるとともに、多摩・島しょ地域の魅力が広く情報発信され、多くの人々が来訪している。

政策目標

社会や都民生活の指標・状況

- ✦ 多摩ニュータウンの再生が推進され多世代が住み続けられるまちが実現
- ✦ 多摩地域の人や物の流れを支え災害に強い交通インフラの整備が進展
- ✦ 島しょの防災力を高め、島民や観光客の安全性向上を実現
- ✦ 島しょを訪れる観光客の利便性を高める情報基盤の整備が進展

主な取組の到達目標

- 多摩ニュータウンの再生
 - ・ 都営住宅の建替え 2020年度一部竣工
- 多摩地域の道路ネットワークを構築
 - ・ 多摩南北道路 おおむね完成、多摩東西道路 約8割完成（2024年度）
 - ・ 多摩川南岸道路、秋川南岸道路 整備推進
 - ・ 南多摩尾根幹線 早期整備
- 島民や観光客の安全性の確保
 - ・ 津波避難施設の整備 津波到達までに避難困難な9港で整備完了
- 利便性の高い観光地の創造
 - ・ 島しょの船客待合所・空港におけるWi-Fi接続環境の向上 2020年度完了

都市戦略 4

安全・安心な都市の実現

政策指針9

災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現

1 将来像

【おおむね10年後の東京の姿】

- 特定緊急輸送道路(注1)沿道の建築物の耐震化や無電柱化により、災害時の緊急物資輸送や救援部隊進入のための主要なルートが確保され、住宅や都市施設の耐震化と併せ「倒れないまち」が実現している。また、木造住宅密集地域(整備地域(注2))では、「燃え広がらない・燃えないまち」が実現している。
- 自助・共助の取組を通じて都民の高い防災意識が醸成され、災害時の対応力が向上している。また、公助による防災対策の進展や、防災関係機関による迅速かつ円滑な救助活動が実現できる体制が構築されている。
- 局地的な集中豪雨などによる水害や土砂災害に対する地域の防災力が向上し、安全が確保されている。
- 島しょ地域の地震・津波対策等が進み、安全なまちが実現している。

2 政策目標

【おおむね10年後(2024(平成36)年頃)まで】

■ソフト・ハード対策による総合的な震災対策

◇震災による被害の最小化(想定最大死者数約9,700人を約6,000人減(注3))

■建築物等の耐震化・不燃化や無電柱化の推進

◇建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぎ災害時の輸送ルートを確認

◇震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を完了

◇災害時の活動拠点・避難施設として防災上重要な建築物の安全を確認

◇木造住宅密集地域(整備地域)において延焼遮断帯の形成と不燃化が実現

事 項		目標年次	目標値
特定緊急輸送道路沿道の建築物		2015年度	耐震化率100%
防災上重要な建築物	都立建築物等	2015年度	耐震化率100%
	社会福祉施設等	2020年度	耐震化率100%
住宅		2020年度	耐震化率95%以上
都営住宅		2020年度	耐震化率100%
無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路(注4)	2024年度末	50%完了
	うち環状7号線	2024年度末	100%完了
緊急輸送道路等の橋梁		2020年度	全413橋耐震化完了
緊急物資輸送対応岸壁		2025年度	13バース整備

整備地域内（約 7,000ha）の不燃化	2020 年度	延焼による焼失ゼロ
特定整備路線の整備 28 区間・約 26km	2020 年度	100%完了
水門及び堤防等の耐震・耐水対策	2021 年度	水門等全 38 施設 堤防等 129km 対策完了

■自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上

◇都民・事業者の防災力の向上と行政の防災対策の充実

事 項	目標年次	目標値
住民参加による防災訓練	2024 年度	累計 2,000 万人参加
都立高校・特別支援学校の宿泊防災訓練	2024 年度	累計 44 万人参加
家庭・事業所の備蓄	2020 年度	実施率 100%
行き場のない帰宅困難者の安全確保	2020 年度	全員（92 万人）
緊急消防援助隊受援拠点	2017 年度	多摩地域に整備
航空消防体制の 2 拠点化	2015 年度	整備完了（江東）
木造住宅密集地域を重点とした消防水利の整備	2024 年度	防火水槽 累計 120 基 深井戸 累計 10 基

■豪雨対策や土砂災害対策の推進

◇50 ミリ降雨に対応した治水安全度達成率（注5）が 85%に向上するとともに
それを超える局地的集中豪雨に対する安全性も向上

◇都内全域における土砂災害警戒区域等の指定完了

事 項	目標年次	目標値	
環状七号線地下広域調節池（仮称）、石神井川中流調節池（仮称）等の整備	2025 年度	完了	
豪雨対策下水道緊急プラン	75 ミリ降雨対応の施設整備（4 地区）	2019 年度	効果発揮
	50 ミリ拡充対策の施設整備（6 地区）	2019 年度	効果発揮
土砂災害警戒区域等の指定（都内全域）	2020 年度	約 1 万 5 千か所完了	

■島しょの防災対策の推進

◇島しょの防災力を高め、島民や観光客の安全性向上を実現

事 項	目標年次	目標値	
地震・津波対策	津波避難施設の整備	2024 年度	9 港で完了
	堤防のかさ上げ整備	2020 年度	22 海岸で完了
	緊急輸送用岸壁の整備	2024 年度	6 港で完了
土砂災害対策（大島）	土砂災害警戒区域等の指定	2015 年度	完了
	大金沢神達地区	2016 年度	短期対策完了

3 到達状況・課題

- 特定沿道建築物（注6）の耐震診断は、2013年度末で対象建築物約5,000棟の78%が実施している。不燃化特区（注7）は38地区（約1,800ha）で着手し、特定整備路線は2014年度に28区間約26km全てで事業に着手する。
- 防災上重要な路線では、震災等に伴う電柱倒壊による避難や救助活動、物資輸送への支障が懸念されている。
- 東日本大震災を契機に、都民の防災意識は向上したが、家庭・事業所の備蓄率は約5割と十分ではなく、また行き場のない帰宅困難者のために、官民連携の下、一時滞在施設の確保を進めているが、約14万人分にとどまっている。
- 近年頻発する時間50ミリを超える豪雨に対応するためには、河川や下水道の整備、まちづくりなどによる総合的な取組の更なる推進や、土石流や急傾斜地の崩壊を防止する一層の取組が求められている。
- 島しょ地域では、南海トラフ地震への対応や大島における土砂災害を教訓とした取組が求められている。

4 政策の方向性

- 1 特定沿道建築物及び住宅の耐震化の促進や地震・津波・高潮対策の推進
 - 建物所有者の実情に応じた必要な支援を的確に行いながら、耐震診断実施率の向上を図り、耐震化へ迅速に結び付ける取組を強化
 - 住宅所有者に対し、耐震化の必要性の理解と対策の実施を促すため、被害想定等の周知、耐震化取組事例の紹介等により、普及啓発や技術的支援を強化
 - 地震・津波・高潮等の水害から都民の生命・財産、首都東京の中核機能を守るため、堤防（防潮堤・内部護岸）や水門等の計画的な耐震・耐水対策を推進
- 2 防災上重要な都道の無電柱化やライフラインの耐震化を推進
 - 震災時の円滑な救助活動や支援物資の輸送のため、都道における第一次緊急輸送道路の無電柱化を推進し、特に環状7号線の無電柱化を2024年度に完了
 - 震災時にも水道の供給や下水道機能を確保するため、上下水道の耐震化を推進
- 3 木造住宅密集地域における不燃化と特定整備路線の整備
 - 木造住宅密集地域について、不燃化特区における施策の実効性を高め、地域の実情に応じた取組を後押しするなど、区と連携した不燃化対策を一層推進
 - 特定整備路線の用地取得を迅速に行うため、関係権利者の移転先確保のサポート、移転資金貸付事業における優遇措置などを実施し、生活再建を支援
- 4 都民・事業者による東京の防災力の向上
 - 季節や地域特性に応じた住民参加型訓練の年4回の実施や、町会・自治会等による地域の防災訓練への参加促進により、都民の災害対応力を向上

- 防災教育・宿泊防災訓練を拡充し、身を守り、地域に貢献できる人材を育成
- 日常的に活用できる「防災ブック」の配布とともに、「備蓄消費モデル(仮称)」により食料等の消費・補充での継続的な備蓄などを促進し、家庭の対策を充実
- 行き場のない帰宅困難者の安全を確保するための受入先を、官民ともに拡大

5 災害に対する消防団・消防部隊の対応力強化

- 消防団員の確保とともに消防署との連携訓練により地域の防災力を強化
- 航空消防体制の2拠点化や港湾部に臨港消防署を整備(再掲:26頁参照)

6 多発する局地的な集中豪雨への対策を強化

- 「東京都豪雨対策基本方針(改定)」に基づき、区部は時間75ミリ、多摩部は時間65ミリの降雨に対し、浸水被害を防止する対策を強化
- 河川では、護岸の整備に加え、広域調節池等の新たな調節池の整備を推進し、時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮
- 下水道では、時間50ミリ降雨への対応に加え、甚大な被害が発生している地域において整備水準をレベルアップし、新たな下水道幹線などを整備

7 ソフト・ハード両面での土砂災害対策を推進

- 土砂災害に対する避難体制をより一層確立していくため、都内全域における土砂災害警戒区域等の指定を完了
- 土砂崩れ等による道路の寸断や集落の孤立を防ぐため、巡回・点検等に基づく斜面对策や、代替ルートとなる多摩川南岸道路等の整備を推進

8 島しょ地域の防災力を向上

- 津波到達までに高台等への避難が困難な9港において、津波避難タワー等の整備を推進
- 護岸などの海岸保全施設の整備とともに、6港において災害時の応急・復旧活動を支える緊急輸送用岸壁について地震・津波対策を強化
- 大島では、土砂災害警戒区域等の指定を2015年度までに完了するとともに、大金沢左支川の斜面崩落防止、導流堤整備等の短期対策を2016年度までに完了

(注1) 特定緊急輸送道路: 全ての第一次緊急輸送道路、災害時の区市町村本部又は他県の第一次緊急輸送道路との連絡に必要な第二次又は第三次緊急輸送道路

(注2) 整備地域: 地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域。区部に約7,000ha存在(区部面積の約1割に相当)

(注3) 想定最大死者数約9,700人を約6,000人減: 東京湾北部地震(冬の夕方18時、風速8m/秒)の被害想定で、揺れや火災による死者(約9,700人)を約6,000人、避難者(約339万人)を約150万人、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数(約30万棟)を約20万棟、それぞれ減少させる。

(注4) 第一次緊急輸送道路: 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のうち、応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線

(注5) 治水安全度達成率: 50ミリ護岸の整備率に調節池等の整備効果を加えた整備率

(注6) 特定沿道建築物: 建築物のいずれかの部分の高さが道路幅員のおおむね2分の1を超えるものであって、その敷地が特定緊急輸送道路に接するもの

(注7) 不燃化特区: 整備地域のうち、地域危険度が高いなど、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区。区からの整備プログラムの提案に基づき、都が不燃化推進特定整備地域(不燃化特区)に指定

都市戦略 5

福祉先進都市の実現

政策指針 11

安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現

1 将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

- 結婚、妊娠や子育てに関する支援が充実し、地域で安心して子供を産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる社会が実現している。
- 保育サービスの充実により、待機児童が解消されるとともに、病児・病後児保育や一時預かり等も含め、ニーズに応じた多様な保育サービスが提供されている。

2 政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■東京の特性を踏まえた保育サービスの充実

◇多様な保育サービスを拡充し、2017 年度末までに待機児童を解消

事 項	目標年次	目標値
保育サービス利用児童数	2017 年度末	約 4 万人分増※1 (2014 年 4 月 234,911 人)
都庁内に地域に開放した保育施設を設置	2016 年度	開設

※1 現行の東京都保育計画（2010 年度から 2014 年度）における保育ニーズを基に概数を算出したもの。現在、区市町村の保育ニーズを調査しており、確定値については、最終報告で掲載

■小学生が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保

◇学童クラブ登録児童数の増加(学童クラブのいわゆる待機児童(注1)解消※2)

◇放課後子供教室の設置数を拡大し、地域との交流の機会を確保

事 項	目標年次	目標値
放課後子供教室	2020 年度末	公立小学校全 1,296 か所※3のうち 1,286 か所 (2013 年度設置数 1,094 か所)

※2 学童クラブ登録児童数の目標年次及び目標値については、最終報告で掲載

※3 小学校数については、2014 年 4 月時点の全小学校数

3 到達状況・課題

- 保育サービスの拡充により、2014年4月の利用児童数は、234,911人となったが、人口流入による就学前児童人口の増加や共働き世帯の増加による保育ニーズの増大等により、依然として、8,672人の待機児童が存在している。今後も女性の社会進出や働き方の多様化等による更なる保育ニーズの増加に加えて、病児・病後児保育（注2）等の多様な保育ニーズの増加も見込まれる。
- 小学生が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、学童クラブや放課後子供教室の整備を進めている。しかし、2013年5月の学童クラブのいわゆる待機児童が1,753人であるとともに、児童人口や共働き世帯の増加等により、小学生の放課後等の居場所づくりのニーズが高まっている。
- 地域での子育てを支援するため、相談支援等を行う区市町村の子供家庭支援センター等の整備を進めているが、核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て力が低下しているため、行政による妊娠期からの切れ目のない支援が求められている。
- 児童虐待の未然防止と早期発見の取組強化に向けて、関係機関との連携強化や区市町村の相談体制整備を支援しているが、2013年度の児童相談所における児童虐待対応件数は5,414件、子供家庭支援センターにおける虐待対応件数は9,479件と増加傾向が続いている。
- NICU（注3）の増床等、周産期・小児医療体制の整備を図ってきているが、出生数が横ばいで推移する一方、晩産化の進行等に伴うハイリスク妊産婦や低出生体重児の増加等、周産期医療ニーズへの一層の対応が求められている。

4 政策の方向性

1 待機児童解消に向けた保育サービスの拡充

- 認可保育所や認証保育所などの保育サービスを拡充することにより、2017年度末までに待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを継続
- 福祉インフラ整備のための公有地貸付にあたり、賃借料の減額率の拡大等により事業者負担を軽減
- 都営住宅や公社住宅の建替えに伴い創出される用地のうち、福祉インフラ整備への活用が見込まれる用地を選定し、認可保育所や子育て支援施設等の整備の候補地として提供（2024年度までに福祉インフラ整備全体で30ha超）
- 福祉インフラ整備のための用地として、公営企業用地も活用し、当面の未利用公有地等を貸付
- 一定規模以上の住宅開発における保育施設等の設置を促進するため、都市開発諸制度（注4）の見直しを実施し、地域のニーズに応じて子育て支援施設の設置を誘導

2 保育人材の確保

- 保育サービス拡充に必要な保育人材を安定的に確保するため、現任保育士の離職防止策や潜在保育士の就職支援策等の取組を強化

3 多様な保育サービスの充実

- 病児・病後児保育を必要とする保護者が利用しやすい環境及び事業者の安定的な事業運営を確保するため、区域を越えた広域利用と更なる整備を促進
- 在宅子育て家庭の保護者が、緊急時等に適切に利用できるよう、一時預かりを充実
- 民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置

4 小学生が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進

- 総合的な放課後対策を推進し、放課後等の子供たちの安全・安心な居場所を確保
- 各区市町村による学童クラブの設置を進め、利用希望者数に応じた登録児童数の増加（学童クラブのいわゆる待機児童の解消）を図るとともに、「小1の壁」への対応として、時間延長等のニーズに応じた整備を実施
- 放課後子供教室の設置数を拡大し、学習やスポーツ活動等を提供する活動拠点を確保するとともに、地域人材を活用した活動プログラムを充実

5 結婚や妊娠から子育てまでの切れ目ない支援を充実

- 若い世代が妊娠適齢期について正確な知識を持ち、将来のライフプランを描けるような普及啓発を推進
- ボランティア等の社会参加の促進やスポーツイベント等による交流の場の提供など、若者が様々な場面でつながりを持ち活躍できるような多様な活動・交流機会を創出
- 経済的理由などにより、結婚や出産をためらう若い世代や子育て世帯に対し、就労や住宅の供給面からの支援を実施
- 出産前後に支援を要する家庭への個別対応や乳児がいる全家庭への訪問相談等、妊娠期からの切れ目ない支援を実施する区市町村の取組を促進
- 子育て親子等の多様なニーズに応えられるよう、子育てひろば（注5）における相談支援やショートステイ等の実施により、地域の子育て支援機能を充実

6 児童虐待の未然防止と対応力強化

- 児童虐待相談の連絡・調整に関する取り決めである東京ルールの徹底を図り、児童相談所と子供家庭支援センターの連携を一層強化するとともに、要保護児童対策地域協議会（注6）を活用した関係機関のネットワーク強化や関係職員の

研修を充実させ、支援技術を向上

- 児童虐待への理解を促進し、地域全体で子育て家庭を見守るという気運を醸成し、適切な通告が可能となるよう、普及啓発を展開

7 子育てしやすい環境の整備

- 社会全体で子育て支援を進めるため、東京子育て応援ファンドを創設し、NPOや企業等が行う先駆的・先進的な事業等を支援
- 妊婦や乳幼児連れなどの利用者の多様なニーズに対応するため、都営地下鉄等のバリアフリー化の促進や都立文化施設における保育サービスの実施など、子育て世帯にもやさしい環境を整備
- 公園について緑の保全や防災性の向上と合わせた多機能利用を進め、公園の魅力を高める機能の付加とあわせて、子育て支援施設をはじめとした福祉施設などの設置を誘導する仕組みを構築
- 都立公園の野外体験広場整備など、子供連れで楽しく快適に外出できる東京のまちづくりを推進
- 子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い賃貸住宅の供給を促進

8 周産期・小児医療体制整備の推進

- 周産期母子医療センター（注7）を中心として、周産期連携病院（注8）や地域の医療機関等との機能分担と相互の連携を一層進めるなど、総合的な周産期医療体制の整備を推進するとともに、NICU等長期入院児の円滑な退院支援や、在宅移行後の子供と家族への療養支援を充実

(注1) 学童クラブのいわゆる待機児童：学童クラブの利用を希望しながら、何らかの理由で登録ができなかった児童

(注2) 病児・病後児保育：児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービス

(注3) NICU：Neonatal Intensive Care Unit の略。新生児集中治療管理室。低出生体重児（未熟児）や、先天性の病気を持った重症新生児に対し、呼吸管理などの専門医療を24時間体制で提供

(注4) 都市開発諸制度：公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度。都市計画法に基づく再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び建築基準法に基づく総合設計の4制度の総称

(注5) 子育てひろば：親子で遊べる場、育児仲間をつくる場として、0～3歳を中心とした親子を対象に、児童館や保育所、学校の余裕教室などを活用してつどいの場を提供するもの。子育て相談や子育てに関する講座なども実施

(注6) 要保護児童対策地域協議会：地方公共団体が、要保護児童の適切な保護を図るために設置する協議会。同協議会では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を実施

(注7) 周産期母子医療センター：周産期（おおむね妊娠満22週から生後7日未満）において、産科・小児科双方から一貫した総合的かつ高度な医療を提供する、NICU等を有する施設

(注8) 周産期連携病院：周産期母子医療センターとの連携の下、産科の24時間体制に加え、産科医師、小児科医師、麻酔科医師の当直（オンコール）体制等を確保し、ミドルリスクの妊産婦に対応する病院

政策指針 12

高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現

1 将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

- 高齢者が、できる限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、適切な医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されている。
- 超高齢社会に対応し、高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいが整備されている。

2 政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■ 高齢者が地域で安心して生活できる基盤の整備

◇ 高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいを確保

事 項	目標年次	目標値
特別養護老人ホームの整備	2025 年度末	定員約 5.5～6 万人分 ※1 (2013 年度末 41,340 人分)
認知症高齢者グループホームの整備	2025 年度末	定員約 2～2.3 万人分 ※1 (2013 年度末 8,582 人分)
サービス付き高齢者向け住宅等※2の整備	2025 年度末	2 万戸以上※1 (2013 年度末 14,181 戸)

※1 現在の整備状況等を基に概数を算出したもの。確定値については、最終報告で掲載

※2 サービス付き高齢者向け住宅、東京都高齢者向け優良賃貸住宅及び独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅

3 到達状況・課題

- 高齢者人口が、2010 年の約 264 万人から、2025 年には約 327 万人になると推計されており、支援が必要な高齢者の増加も見込まれている。高齢者ができ

る限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの充実や多様なすまいの整備等が求められている。

- 認知症高齢者について、2013年の約38万人から、2025年には、約60万人になると見込まれており、取組を一層推進する必要がある。

4 政策の方向性

1 高齢者が安心して暮らせる社会の実現

- 要介護高齢者の増加を見据え、多様なニーズに対応する施設の確保、在宅生活を支える各種サービスの充実、地域包括支援センター（注1）等の機能強化に取り組むことにより、区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援
- 特別養護老人ホーム等について、整備率の低い地域に対する重点的支援や都市開発における容積率の緩和等により設置を促進するとともに、建替期間中に所有地に一時的な移転先を確保することで老朽化した施設の建替を支援
- 福祉インフラ整備のための所有地貸付にあたり、賃借料の減額率の拡大等により事業者負担を軽減（再掲：69頁参照）
- 都営住宅や公社住宅の建替に伴い創出される用地のうち、福祉インフラ整備への活用が見込まれる用地を選定し、高齢者施設等の整備の候補地として提供（2024年度までに福祉インフラ整備全体で30ha超）（再掲：69頁参照）
- 福祉インフラ整備のための用地として、公営企業用地も活用し、当面の未利用所有地等を貸付（再掲：69頁参照）
- 公園について緑の保全や防災性の向上と合わせた多機能利用を進め、公園の魅力を高める機能の付加とあわせて、福祉施設などの設置を誘導する仕組みを構築（再掲：71頁参照）
- サービス付き高齢者向け住宅（注2）等について、地域に密着した医療や介護サービスとの連携等により供給拡大を図るとともに、一般住宅を併設した事業も推進

2 介護人材の確保・育成・定着

- 高齢化が進展する中で、今後更に増加が見込まれる介護サービスのニーズに対応するため、人材確保や早期離職防止に関する介護事業者の取組等を支援
- 高齢者の在宅療養を支える訪問看護師の確保・育成・定着を推進

3 認知症対策の推進

- 認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・福祉の支援を受けることができるよう、区市町村や医療機関等の関係機関と連携した総合的な認知症対策を推進

（注1）地域包括支援センター：高齢者に関する様々な相談対応や必要なサービスの調整など、高齢者の地域での自立した生活を支援する機関。中学校区などに1か所設置

（注2）サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー化され、安否確認サービス、緊急時対応サービス、生活相談サービス等の付いた住宅として都道府県等に登録された住宅

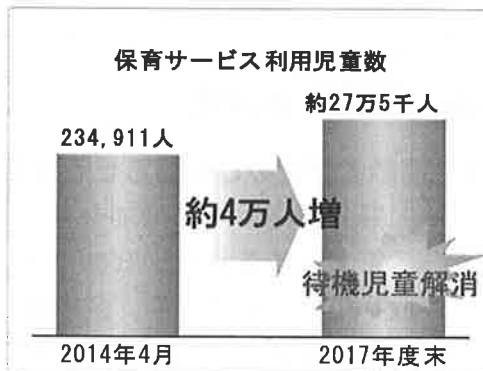
安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現

◇ 保育サービスの拡充を図り、2017年度末までに待機児童を解消

■ 保育サービスの量的拡大

- ・ 都独自の多様な手法により、保育サービスを拡充
 - ・ 現任保育士の離職防止策や潜在保育士の就職支援策を強化
- ⇒ 利用児童数：約4万人分増
(~2017年度末) (※)

(※) 確定値については最終報告で掲載



■ 都庁内に保育施設を設置

- ・ 地域に開放した事業所内保育の設置促進に向けて、都自らがシンボリックな事業として都庁内に保育施設を設置 (2016年度開設)

◇ 小学生の放課後等の居場所を確保するなど、子育てしやすい環境を整備

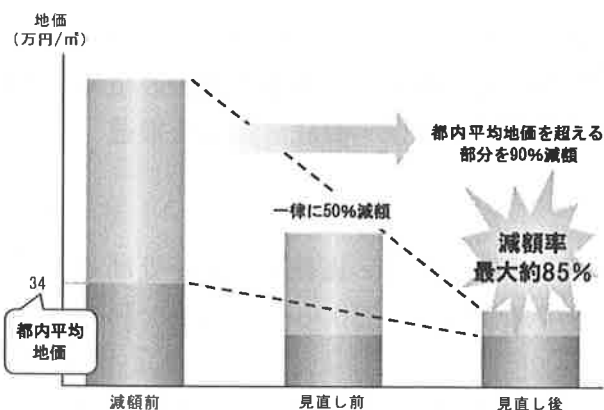
■ 安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進

- ・ 学童クラブ整備への支援等による設置促進
- ⇒ 登録児童数の増加 (※) (※) 目標値は最終報告で掲載
(学童クラブのいわゆる待機児童を解消)
- ・ 地域との交流の場である放課後子供教室の設置数拡大
- ⇒ 公立小学校全1,296か所のうち1,286か所に設置 (2020年度末)

都有地・民間の力等あらゆる資源を活用した用地確保により、福祉サービス基盤の

■ 都有地を活用した事業者負担の軽減

(賃借料の減額率拡大)



■ 公営企業用地を活用

都営地下鉄の高架下を活用した保育施設の設置 (イメージ)



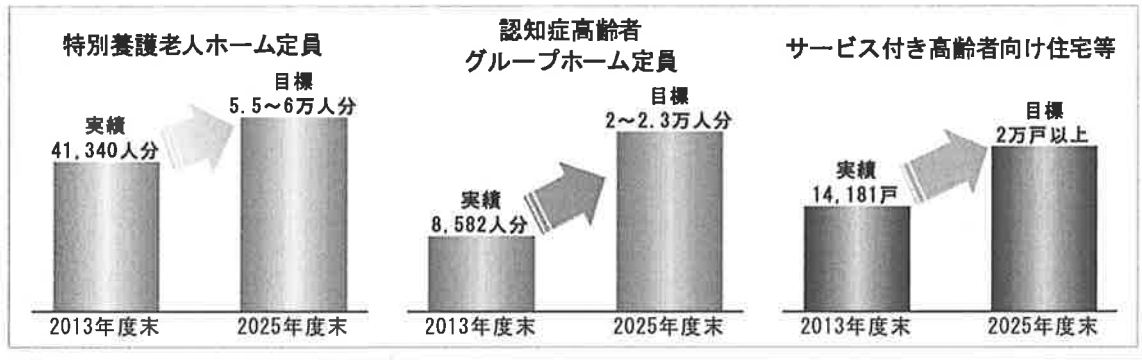
高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現

◇ 高齢者が、できる限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムを構築

- 在宅生活を支える各種サービスの充実
- 地域包括支援センター等の機能強化
- 介護人材の確保や早期離職防止に関する取組等を支援
- 高齢者の多様なニーズに応じた施設やすまいを確保

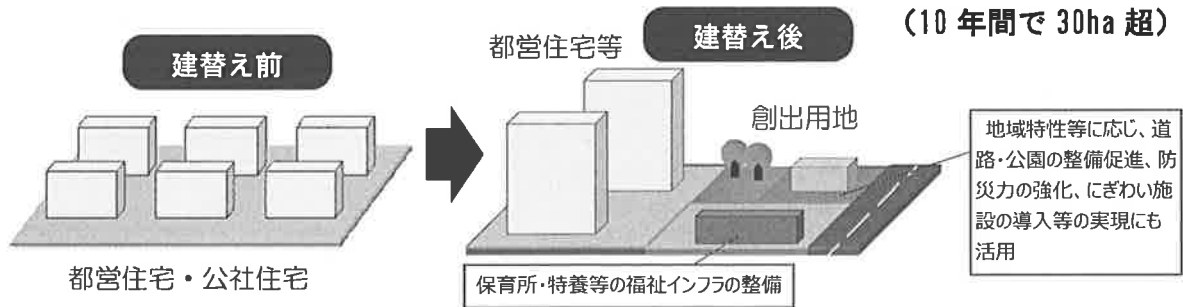
(※) 確定値については最終報告で掲載

- ・ 特別養護老人ホームの定員を拡大
41,340人(2013年度末) ⇒ 5.5~6万人分(2025年度末) (※)
- ・ 認知症高齢者グループホームの定員を拡大
8,582人(2013年度末) ⇒ 2~2.3万人分(2025年度末) (※)
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等を整備
14,181戸(2013年度末) ⇒ 2万戸以上(2025年度末) (※)



整備を加速

- 都営住宅等の建替えに伴う創出用地を福祉インフラ整備の候補地として提供 (10年間で30ha超)



- 都市開発諸制度の見直し

- ・ 子育て支援施設
大規模開発計画に際して、子育て支援施設の整備に関する地元区市との協議を義務付け
- ・ 高齢者福祉施設
高齢者福祉施設整備のインセンティブをさらに高めて立地を誘導

都市戦略 7

豊かな環境や充実したインフラを
次世代に引き継ぐ都市の実現

政策指針 23

東京の再生を支える地域の創造

1 将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

- 市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、拠点的な市街地を再構築することにより、駅などを中心に都市機能を一層集積させた集約型地域構造への再編が進んでいる。
- 多摩ニュータウンでは、住宅団地再生が一部で実現するなど、多世代が安心して住み続けられる持続可能なまちへの再生が進んでいる。
- 既存住宅ストックの適切な維持、活用、更新等が行われ、将来世代に質の高い住宅ストックが引き継がれるとともに、良質な居住環境が整っている。

2 政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■多摩ニュータウンの再生

◇多世代が安心して住み続けられる持続可能なまちを実現

事 項	目標年次	目標値
都営住宅の建替え	2020 年度	一部竣工

■住宅ストックの活用・再生

◇質の高い住宅ストックの形成により良質な居住環境を創出

事 項	目標年次	目標値
新築住宅における長期優良住宅の割合	2020 年度	20%
既存住宅取得率（注1）	2020 年度	50%

3 到達状況・課題

- 既成市街地における拠点などを中心に都市づくりを積極的に展開して、居住の集積を進めつつ、これに必要な都市機能を集約的に立地させることにより、集約型地域構造へと再編し、より暮らしやすい市街地の形成を図る必要がある。
- 都は計画的な住宅団地再生を図るための「多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガイドライン（2012 年 6 月）」を策定し、また、諏訪二丁目住宅の建替えが完了したところであるが、今後、老朽化した都営住宅の建替えなど、多摩ニュータウン再生に向けた更なる取組が求められている。

4 政策の方向性

1 集約型地域構造への再編

- 集約型地域構造の実現に向け、地域特性に応じた拠点を位置付け、民間、区

市町村と連携して、まちづくりを積極的に展開（再掲：46 頁参照）

- 拠点の形成を誘導するため、医療・保育施設や商業施設等の育成用途の導入などの考え方を示した都市開発諸制度の活用方針等を改定し、地域の特性に応じて活用

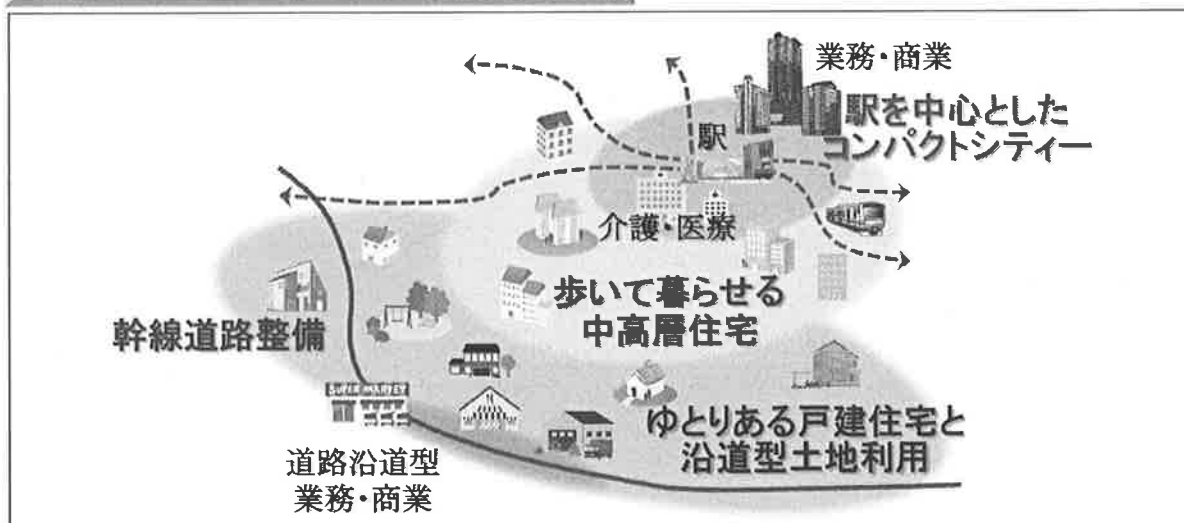
2 多摩ニュータウンの再生

- リニア中央新幹線開通を見据え、広域幹線道路となる南多摩尾根幹線を早期に整備し、当該路線と連動した商業用途への土地利用転換を誘導
- 関係自治体を技術的に支援するとともに、都営住宅の建替えによるバリアフリー化などの居住の水準向上に取り組むなど、多摩ニュータウンの再生を推進
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に来訪する国内外の人々に、ニュータウン再生の多面的な取組（団地建替、基盤整備等）をまち再生の先進モデルとして広く発信することで、各国におけるニュータウン再生に生かしていくとともに、多摩ニュータウンの再生を促進

3 住宅ストックの活用・再生

- 良質なマンションストックの形成に向けた適正な管理の推進と併せて、区分所有者が建物の状況等に応じて建替えや改修など適切な手法を選択できるよう、技術的な支援等を実施
- 新築住宅における長期優良住宅（注2）認定制度の普及や既存住宅のリフォーム等を推進し、良好な住宅ストックを形成するとともに既存住宅の流通を促進
- 老朽化が進む都営住宅等を建て替えるとともに、高層化・集約化に伴い創出された用地を活用しつつ、立地特性を考慮したまちづくりにより、良質な居住環境を創出

都市構造の誘導による再生のイメージ



(注1) 既存住宅取得率：年間の居住用住宅取得（持家）戸数に占める中古住宅購入及び相続・贈与による取得戸数の割合

(注2) 長期優良住宅：長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、所管行政庁により認定される住宅で、劣化対策、耐震性、可変性などの性能を有し、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅

都市戦略 8

多摩・島しょの振興

政策指針 24

多摩・島しょ地域の発展・成熟したまちづくりに向けた環境整備の推進

1 将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

- 多摩ニュータウンの住宅団地再生をはじめ、多摩地域の核都市など複数の生活拠点で、地域特性に応じた機能集積と公共交通の利便性向上が図られている。
- 幹線道路等の整備が進み、利便性が向上するとともに、災害時の物流や交通が確保されている。
- 広域的な道路ネットワークの整備が進み、物流拠点や産業の集積化が図られ、蓄積された高度な技術基盤を基に、産業が活性化している。
- 土砂災害警戒区域等の指定が進み、市町村による避難体制が整備されるなど土砂災害への備えが整い、地域の防災力が向上している。
- 島しょ地域では、地震・津波や土砂災害への対策が進み、安全なまちが実現している。
- 福祉や医療、文化、スポーツなど様々な分野のサービスが拡充することで、生活環境が一層向上している。

2 政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■機能強化と生活環境の改善につながる都市インフラなどの整備と再生を推進

◇多摩ニュータウンの再生が推進され住み続けられる持続可能なまちが実現

事 項	目標年次	目標値
都営住宅の建替え（再掲）	2020 年度	一部竣工

◇居住の集積や都市機能の集約的な立地により、活力と快適な都市生活を確保

事 項	目標年次	目標値
核都市（注1）等 10 地区の整備	2020 年度	完成

◇人や物の流れを支える交通インフラの整備が進展

事 項	目標年次	目標値	
三環状道路の整備（再掲）	圏央道	2020 年	おおむね開通
	圏央道内側エリアの高速道路料金体系	2016 年	シームレスな料金体系の構築
幹線道路ネットワークの形成（再掲）	多摩南北道路	2024 年度	おおむね完成
	多摩東西道路	2024 年度	約 8 割完成

■多摩・島しょ地域の特性を踏まえた防災対策の強化

◇地域の防災力が向上し、安心で安全なまちが実現

事 項		目標年次	目標値
土砂災害警戒区域等の指定（都内全域） （再掲）		2020 年度	約 1 万 5 千か所完了
地震・津波 対策（島し よ）（再掲）	津波避難施設の整備	2024 年度	9 港で完了
	堤防のかさ上げ整備	2020 年度	22 海岸で完了
	緊急輸送用岸壁の整備	2024 年度	6 港で完了
土砂災害対 策（大島） （再掲）	土砂災害警戒区域等の指定	2015 年度	完了
	大金沢神達地区	2016 年度	短期対策完了

3 到達状況・課題

- 都は計画的な団地再生を図るための「多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガイドライン（2012年6月）」を策定し、また、諏訪二丁目住宅の建替えが完了したところであるが、今後、老朽化した都営住宅の建替えなど、多摩ニュータウン再生に向けた更なる取組が求められている。
- 圏央道・外環道へのアクセス道路や骨格幹線道路などの整備に取り組んできたが、広域的な道路ネットワークはいまだ整備が必要な区間が残されている。
- 西多摩山間地域では、風雨による土砂崩れや倒木等により緊急輸送路が寸断され、集落が孤立する可能性がある。
- 島しょ地域では、南海トラフ地震への対応や大島における土砂災害を教訓とした取組が求められている。
- 河川や下水道の整備、まちづくりなどによる総合的な豪雨対策を進めてきたが、近年頻発する時間 50 ミリを超える豪雨への対応が求められている。
- 就学前児童人口や共働き世帯の増加等を背景に、更なる保育ニーズ等の増加が見込まれる。
- 高齢者の増加に対応し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスの充実や多様なすまいの整備等が求められている。また、24 時間安心の在宅療養支援体制を構築するため、医療と介護の連携強化や退院に向けた支援など、ニーズ増加への更なる対応が必要である。

4 政策の方向性

1 多摩ニュータウンの再生・核都市の整備

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に来訪する国内外の人々に、ニュータウン再生の多面的な取組（団地建替、基盤整備等）をまち再生の先進モデルとして広く発信することで、各国におけるニュータウン再生に生かしていくとともに、多摩ニュータウンの再生を促進（再掲：113 頁参照）
- 多摩地域における核都市の機能強化に向け、都市基盤の整備や開発プロジェクトを計画的に進めながら、多様な都市機能を集積させ、周辺の住宅地とともに

に職住が近接した自立した圏域を形成

2 道路ネットワークの強化

- 三環状道路の整備に併せて、多摩東西・南北道路や都県境の道路整備を進め、首都圏の空港や港湾、多摩地域内外の各拠点を結ぶ広域的な道路ネットワークを形成し、都市間連携を強化するとともに防災力を向上（再掲：42 頁参照）
- 立川や八王子などの拠点駅周辺において道路整備を推進して渋滞解消を図るとともに、生活道路への通過交通の流入を減らす地域幹線道路の整備や市町村が実施する道路整備を支援して地域のまちづくりを促進
- 連続立体交差化で多数の踏切を同時に除却することにより、道路ネットワークの形成を促進するとともに、交通渋滞や地域分断を解消（再掲：42 頁参照）
- リニア中央新幹線開通を見据え、広域幹線道路となる南多摩尾根幹線を早期に整備し、当該路線と連動した商業用途への土地利用転換を誘導（再掲：113 頁参照）

3 多摩地域の強みを生かした産業の展開

- 多摩地域の持つ産業集積の強みを生かすため、広域的産業交流の中核機能を担い、都域を越えた産学・産産連携を促進する交流拠点を八王子市に整備（再掲：84 頁参照）

4 多摩・島しょ地域の特性を踏まえた防災対策の強化

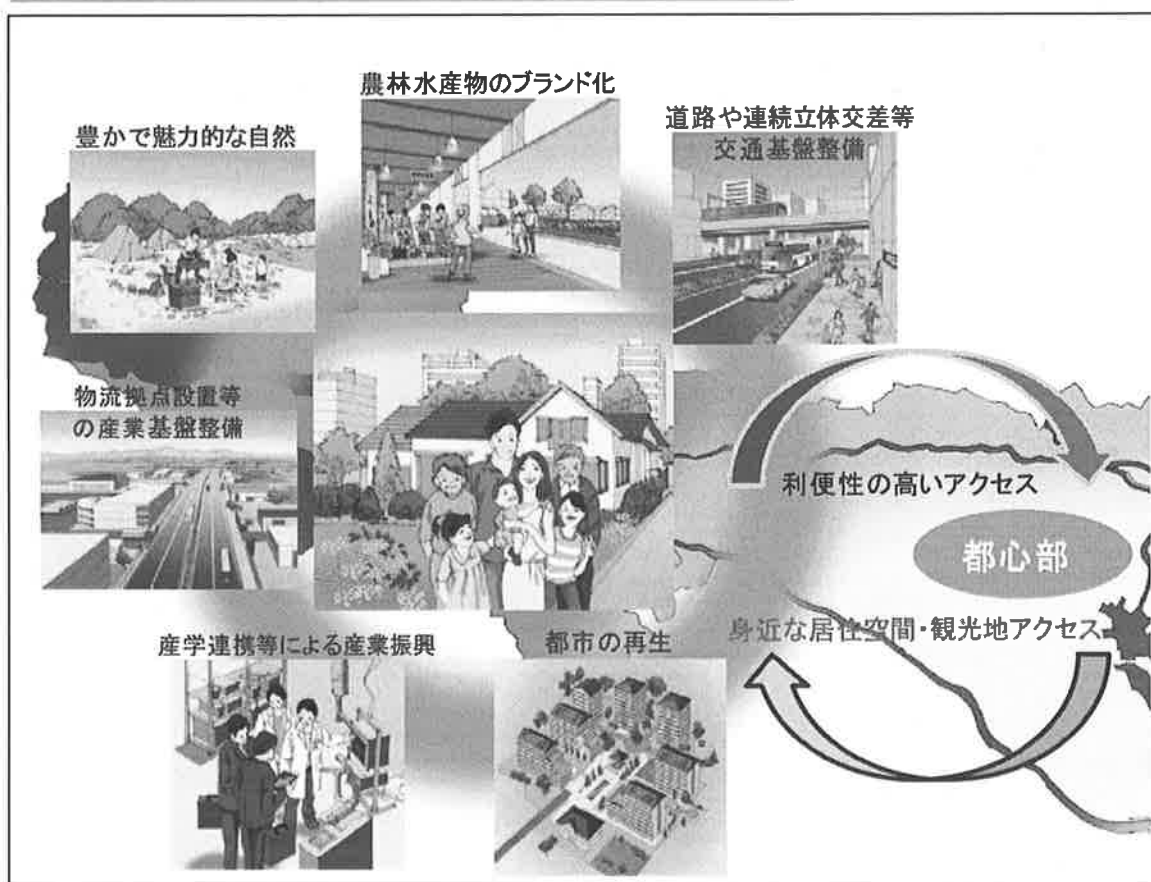
- 土砂災害に対する避難体制をより一層確立していくため、土砂災害警戒区域等の指定を完了（再掲：63 頁参照）
- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、多摩部は時間 65 ミリの降雨に対し、浸水被害を防止する対策を強化（再掲：63 頁参照）
- 多摩山間地域においては、土砂崩れ等による道路の寸断や集落の孤立を防ぐため、多摩川南岸道路や秋川南岸道路、（仮称）梅ヶ谷トンネルなどの道路整備を推進（再掲：63 頁参照）
- 島しょ地域においては、護岸などの海岸保全施設の整備や、緊急輸送用岸壁の地震・津波への対策強化とともに、津波到達までに高台等への避難が困難な港について津波避難タワー等の整備を推進（再掲：63 頁参照）
- 大島では、土砂災害警戒区域等の指定完了とともに、大金沢左支川の斜面崩落防止、導流堤整備等の短期対策を完了（再掲：63 頁参照）

5 福祉・医療・文化・スポーツなどのサービスの拡充

- 認可保育所や認証保育所など保育サービスを拡充することにより、2017 年度末までに待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを継続（再掲：69 頁参照）
- 学童クラブや放課後子供教室の設置を進め、小学生の総合的な放課後対策を推進し、放課後等の子供たちの安全・安心な居場所を確保（再掲：70 頁参照）

- ▶ 要介護高齢者の増加を見据え、多様なニーズに対応する施設等の確保、在宅生活を支える各種サービスの充実、地域包括支援センター等の機能強化に取り組むことにより、市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援（再掲：73 頁参照）
- ▶ 医療・介護サービスを切れ目なく提供するネットワークの構築等、地域での在宅療養支援体制を確保するため、市町村等の取組を一層支援するとともに、在宅療養生活への円滑な移行を促進するため、医療機関の退院支援機能を充実（再掲：77 頁参照）
- ▶ 芸術文化資源が集積する地域において、地域の個性を生かした芸術文化拠点を形成するとともに、多摩地域においても民間・大学等との更なる連携を進めるなど地域の魅力や強みを生かしたまちづくりを都内各地へ波及（再掲：57 頁参照）
- ▶ 東京都多摩障害者スポーツセンターを改修し、利便性の向上を図るとともに、市町村立スポーツ施設のバリアフリー化を支援するなど、障害者が利用しやすいスポーツ施設整備を促進（再掲：36 頁参照）
- ▶ 「武蔵野の森総合スポーツセンター施設（仮称）」の整備を進め、多摩地域のスポーツ振興の拠点として活用

多摩地域の発展・成熟したまちづくりのイメージ



(注1) 核都市（業務核都市）：都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中核となり、業務機能をはじめとする諸機能の適正な配置先の受け皿となるべき都市

